

図表3-3 海外におけるS E Aの事例(1)

国・地域名	制度名	概要	対象	手順	実施主体	実施件数	実施期間	公衆の関与	環境部局の関与
アメリカ	国家環境政策法 (NEPA) (1969)	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府機関に対して、主要な連邦政府の行為の決定に際して、環境影響に関する詳細な報告書(環境影響評価書: E I S)の作成を義務づけるもの。 事業実施段階の環境アセスメントと同一。代替案の比較評価、スコーピングや評価書案に対する公衆の意見聴取、環境行政機関の関与等 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる主要な連邦政府の行為(法案、政策、計画、規制、手続き等)が対象。但し、環境に著しい影響を及ぼすことのない行為は対象外。人間をとりまく環境の質に重大な影響を与える立法の提案、その他の主要な連邦政府の行為に関する全ての勧告ないし報告として、以下の3項。 連邦機関によって融資、援助、実施、承認される新規あるいは継続中の連邦の事業。 新規あるいは改正される連邦政府機関の規則、規制、計画、政策及び手続き。 法律の提案。 なお、実際にはプログラムへの適用が見られる程度。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施段階の環境影響評価と同一手続き。 	<ul style="list-style-type: none"> 主導連邦政府機関が環境影響評価書を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細不明 	<ul style="list-style-type: none"> 事業アセスと区別した統計はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の各段階で行われる。即ち、スクリーニング、スコーピング、環境影響評価書案、環境影響評価書の各段階で、公衆への通知、意見聴取が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保護庁(EPA)その他の関係機関は環境影響評価書案及び評価書に対する意見が求められ、十分な調整が図られる。
E U	S E A 指令(1996提案、2001発効)	<ul style="list-style-type: none"> 一定の計画及びプログラムに環境への考慮を統合するため、環境影響評価の実施等を義務づけるもの。 事業実施段階の環境アセスメントとほぼ同様。代替案の比較評価、評価書案に対する公衆の意見聴取、環境行政機関の関与等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある以下の計画、プログラム。農業、林業、漁業、エネルギー、工業、交通、廃棄物処理、水管理、通信、観光、都市・農村計画、土地利用の分野のアセス対象の事業計画。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画、プログラムが確定する前。立法手続きの提出前。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画・プログラムを管轄する機関。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細不明 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細不明 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価書時にその他の関連団体及び関心を有する者から意見聴取。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価書時に環境当局から意見聴取。
オランダ	環境管理法(1987)	<ul style="list-style-type: none"> 1987年に環境管理法に環境影響評価に関する第7章を追加。環境影響評価規則を制定することにより、プロジェクト以外に計画・プログラムも対象とした環境影響評価を制度化した。 事業実施段階の環境アセスメントと同一。代替案の比較評価、スコーピングや評価書案に対する公衆の意見聴取、環境行政機関の関与等 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に著しい悪影響を及ぼすおそれのある、各分野の計画、プログラム・地域開発計画等 	<ul style="list-style-type: none"> 別表-1参照 	<ul style="list-style-type: none"> 所管省庁が作成するガイドライン(スコーピング)に基づき、実施機関が環境影響評価書を作成。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間1~5件(1987年から通算30件以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 3~6ヶ月 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン及び環境影響評価書の2つの段階で意見を述べる事ができる。所管省庁は評価書に関し、公聴会を開催しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザー(住宅・国土・環境省、農業・自然管理・漁業省)及び環境影響評価委員会(環境の専門家から構成)は、ガイドライン及び評価書に関し、所管省庁に対して意見を述べる。
	環境テスト(e-test)(閣議命令)(1995)	<ul style="list-style-type: none"> 国家の政策決定において環境及び持続可能性に関する配慮に十分な余地を与えるため、章または段落を記載することを義務づける。 幾つかの質問項目に対する回答を法案の説明文書として法案に添付すること、合同サポートセンターによる支援及び審査を受けること等。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境上著しい影響を与える法令案。スクリーニングとスコーピング等は省庁間作業グループで行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 別表-2参照 	<ul style="list-style-type: none"> 所管省庁 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細不明 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細不明 	<ul style="list-style-type: none"> 政府内部文書のため非公表 	<ul style="list-style-type: none"> 社会経済的情報は「ビジネス効果テスト」により収集
カナダ	閣議命令(1990,99)「環境影響評価・レビュープロセス(EARP)」	<ul style="list-style-type: none"> 立法や意思決定過程において、環境への配慮を体系的に組み込むこと。また、カナダの持続可能な開発への姿勢を示すものである。さらに、個別事業に対する環境影響評価を補うことができ、早い段階での環境配慮により、経済面でも効果がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各大臣又は閣議の承認を得る政策、計画、プログラム。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果を文書化し、報告することが必要とされる以外、詳細な手続きは定められていない。連邦政府機関が閣議に提案する政策や計画には、環境影響評価文書の添付が義務。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策や基本計画を立案する大臣が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間50~100件 	<ul style="list-style-type: none"> 1~3ヶ月 	<ul style="list-style-type: none"> 公開の陳述書が必要な場合、その内容や程度は各大臣が国民の関心や各ケースの事情に応じて決定する。協議の性格や内容は各大臣に委ねられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 詳細不明

図表3-3 海外におけるSEAの事例(2)

国・地域名	制度名	概要	対象	手順	実施主体	実施件数	実施期間	公衆の関与	環境部局の関与
イギリス	政策評価と環境(環境省発行の手引き)(1991,98)	・財務省により政策評価が行われている一方、当該評価では環境の費用と便益が十分に配慮されていないことを鑑み、中央政府の職員の手引きとして公表。	・天然資源の消費、廃棄物や公害の発生、気候変動への影響をもたらすような政策、プログラム。地方公共団体が策定する開発計画。	・手続きに関する規定はほとんどない。評価手法に関し代替案の比較評価を行うこと、費用便益分析に環境影響を含めること等が定められている。	・政策等の立案者。地方公共団体。	・詳細不明	1~3ヶ月	・新たな政策の導入を公表する際に、環境評価を併せて公表することが推奨されている。	・情報収集のため環境省など幅広い団体を相談することが推奨されている。
デンマーク	法案その他の政府提案への意見に関する行政命令(1993,95)	・議会と公衆に、法案等の背景と予想される影響を評価するための適切な基礎を提供する。	・法案その他の政府から議会への提案(政策、計画、プログラム)、つまり全ての閣議決定事項	・柔軟性の高いものとなるよう環境アセスメントの結果を記載した文書を作成すること以外、詳細な手続きは定められていない。	・当該提案を担当する個々の省が実施、管理、意思決定を行う。	年間21~50件	1~3ヶ月から1~2年	・詳細不明	・環境省はレビューの実施
フランス	自然保護法(1973,93)	・1993年自然保護法が改正され、場所や時期の異なる事業の実施による物理的、時間的な累積的な影響を対象をすることとなった。 ・事業実施段階の環境アセスメントと同一。代替案の比較評価、スコーピングや評価書案に対する公衆の意見聴取、環境行政機関の関与等	・一定の計画、プログラム。主として公共事業、とりわけ、交通関係と地域開発プロジェクトが対象。パイプライン、橋梁、電気ケーブルの建設等。	・詳細不明	・開発者または開発申請者が実施。	年間21~50件	1~3ヶ月から1~2年	・関与している模様だが詳細不明	・再検討へ関与している模様だが詳細不明
スウェーデン	計画・建築法(1987,96)	・計画・建築法に基づき、地方公共団体がその区域に関する総合計画を策定することが義務づけられる。 1. 当該地方公共団体の将来の開発のビジョンを描くものとして、 2. 地方公共団体等における意思決定への指針として、 3. 国と地方公共団体の対話のためのツールとしての機能を有している。	・地方公共団体レベルの包括的な地域計画(環境、公衆衛生、天然資源の管理に多大な影響を及ぼす土地利用計画等)に適用される。	・計画の趣旨と影響をわかりやすい形で示すこと。	・地方公共団体が実施、管理、意思決定を行う。	不明	不明	・必須	・詳細不明
ノルウェー	政府文書作成に関する政令(1995)	・大規模な影響が想定される政策等の環境影響を事前に予測すること。	・すべての内閣及び議会の決定に原則的に適用される。	・詳細不明	・提案をした政府部局	年間6~10件	不明	・必須	・環境省に相談することが推奨されている。
フィンランド	環境影響アセスメント手続法(1994)	・大規模な影響が想定される政策等の環境影響を事前に予測すること。	・全ての分野。予定されている計画、プログラム、政策について、環境アセスメントの必要性に関する報告が定期的に作成されている。	・詳細不明	・政策、計画、事業を立案する機関が行う。	年間0~10件	3~6ヶ月	・規定はないが、一般的に行われている。	・環境アセスメントの必要性の判断、スコーピング、代替案の検討、影響評価・分析、公衆の関与、意思決定への報告、レビュー等の各段階で関与。